

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政不服審査会		
開催日時	令和6(2024)年5月30日(木) 午前10時25分から午前10時35分まで		
開催場所	みよし市役所6階601、602会議室		
出席者	<p>【委員】 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員</p> <p>【事務局】 城総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、森田主幹、押領司副主幹、鈴木主任主査、一丸主査</p> <p>【欠席】 深谷委員</p>		
次回開催予定日	令和6(2024)年7月23日(火)		
問合せ先	総務部総務課 鈴木、一丸 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議事録全文</span></li> <li>・ 議事録要約</li> </ul>	要約した理由	
審議経過	<p>○総務部次長兼総務課課長；それでは、議題に入りたいと思います。 議事進行は、本来会長にお願いするところではありますが、1点目の議題で会長が決定するまでは、事務局のほうで議事を進行させていただきます。御了承をお願いします。 それでは、議題1点目の「会長及び職務代理者の選出について」ですが、みよし市行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、審査会には、会長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。 どなたか御意見はございませんか。</p> <p>○南谷委員；坂口委員にお願いできないでしょうか。</p> <p>○総務部次長兼総務課課長；南谷委員から、坂口委員を会長にという御意見がありました。委員の皆様いかがでしょうか。</p>		

(各委員異議なし)

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございます。「異議なし」ということですので、坂口委員に会長をお願いしたいと思いますが、坂口委員よろしいでしょうか。

(坂口委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市行政不服審査会条例第7条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とすることになっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○坂口会長；職務代理者は、南谷委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(南谷委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；それでは、残りの議題は、会長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、会長よろしくお願いします。

○坂口会長；それでは、議題2点目の「令和6年度審査会の開催日程について」は、先ほど説明があったとおり「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整した日と同日とするということで、委員の皆様をお願いします。

その他、何かございますか。特にないようですので、これを持ちまして、令和6年度第1回みよし市行政不服審査会を終了します。

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。次回の行政不服審査会につきましては、案件がありましたら、開催させていただきたいと思います。なお、中止の場合もその旨を文書で通知させていただきますので、よろしくをお願いします。

本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。